

開かれた町政をめざして～

公開制度 スタート

情報公開制度って？

情報公開制度は、町が保有する公文書を町民の皆さんのが請求に基づき、閲覧や写し（コピー）を交付することにより公開しようとする制度です。この制度により、町政の情報を広く公開・提供して、町民参加による公正で開かれた町政を推進し、町政に対する理解と信頼を深めていただくことをめざしています。

公開を請求できる方は？

- 町内に住所がある方
- 町内に会社がある個人、法人など
- 町内で働いている方
- 町内の学校に在学している方
- 町が行う事業に直接利害関係のある個人、法人など

公開できない情報もあるの？

- 情報は公開を原則としていますが、次のような情報が記録されている文書については公開しない場合があります。
 - 特定の個人を識別することができる情報
 - 法人などの正当な利益を害するおそれのある情報
 - 法令又は条例の規定により公開することができない情報

制度を実施する機関は？

- 町長（水道事業管理者の職務を行う町長を含む。）
- 議会
- 教育委員会
- 選舉管理委員会
- 監査委員
- 農業委員会
- 固定資産評価審査委員会

公開の対象となる公文書は？

- 文書、図画、写真、ビデオテープなどのうち、平成13年4月1日以後に実施機関の職員が作成又は取得したもの
- 審議、検討又は協議中の情報で、協力関係や信頼関係が不当に損なわれるおそれのある情報
- 人の生命、健康、財産、社会的地位の保護、公共の安全に支障を及ぼすおそれのある情報
- 国などとの協議に基づく情報で、率直な意見交換や公正な意思決定に支障を及ぼすおそれのある情報
- 事務又は事業の執行に支障を及ぼすおそれのある情報

公文書公開の流れ

